

平成 30 年 9 月 6 日

「経営革新等支援機関」の認定取得について ～農業生産者等の所得向上・地域活性化の実現に向けて～

静岡県信用農業協同組合連合会（以下、「弊会」という。）は、東海財務局および関東経済産業局より「経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）の認定を受けましたのでお知らせいたします。

「認定支援機関」の取得により、行政が行う経営効率化への取組みや新技術等を取入れた設備投資に対する様々な補助金・税制優遇等の支援措置にも柔軟に対応することが可能となり、今まで以上に地域の農業生産者や中小企業の皆様をサポートしてまいります。

1. 認定日

平成 30 年 8 月 31 日（金）

2. 認定支援機関について

中小企業等経営強化法※に基づき、中小企業・農業生産者等が安心して経営相談等が受けられるために、金融および財務に関する専門的知識や支援にかかる実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。

※中小企業等経営強化法

中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年 8 月 30 日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う認定支援機関を認定する制度が創設されました。

（中小企業経営力強化支援法は、平成 28 年 7 月 1 日に「中小企業等経営強化法」に改正）

3. 弊会の支援内容

事業計画の作成支援、経営改善、事業承継、M&A、販路開拓・マーケティング、ビジネスマッチング等

弊会は、今回の認定支援機関への認定を機に、より一層農業生産者や中小企業の皆様に対する支援体制を強化し、様々な経営課題の解決に向けた提案などの経営改善支援を行うことで、農業専門金融機関としてのコンサルティング機能の発揮に努め、引き続き地域の農業と経済の発展に貢献してまいります。

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
静岡県信連 営業統括部
TEL：054-284-9699

